

一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会

処分規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）による懲戒処分に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、倫理規程第2条に規定する者に対し適用する。

第2章 処分対象事由及び処分内容

第3条 処分対象事由及び処分内容は、倫理規程による。

第3章 処分手続

(事実調査)

第4条 コンプライアンス委員会は、次に掲げるときには、処分対象事由の有無についての調査（以下「事実調査」という。）をすることができる。

(1) 暴力行為等の相談に基づき、暴力行為等に関する相談窓口から事実調査を付託されたとき

(2) その他、コンプライアンス委員会にて処分対象事由が存すると思料するとき

2 コンプライアンス委員会は、事実調査にあたり、事実調査の対象者（以下「審査対象者」という。）及び事案の関係者に対し、事実関係についての説明及び証拠資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

3 審査対象者は、前項の事実調査に協力する義務を負う。また、倫理規程第2条に規定する個人又は団体は、事実調査に協力する義務を負う。

(処分答申)

第5条 コンプライアンス委員会は、前条の事実調査を踏まえて、審査対象者の処分の要否及び処分内容を検討しなければならない。

2 コンプライアンス委員会は、処分内容については別表を基準とする。但し、処分対象事由の内容、程度及び情状に応じ適切な処分を行うよう努める。

3 処分内容については、上部団体等と調整を図るものとする。

4 コンプライアンス委員会は、審査対象者に弁明の機会を与えなければならない。

5 審査対象者は、弁明を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。

6 コンプライアンス委員会は、処分の要否及び処分内容の検討結果を理事会に答申しなけ

ればならない。

(処分決定・不服申立)

第6条 理事会は、コンプライアンス委員会の答申を受けて、処分の要否及び処分内容を決定しなければならない。

2 当該事案の利害関係人は理事会の審議に加わることができない。

3 理事会は、審査対象者を処分する場合、以下の事項を当該審査対象者に対して書面で通知しなければならない。

(1) 対象者の表示

(2) 処分の事案

(3) 処分の内容

4 処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。

5 処分を受けた者は、前項の通知到達日から起算して7日以内に、本協会に不服を申し立てることができる。不服審査の手続きについては別途定める。

6 前項の不服申立てをした者で、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第3条第2項に規定する競技者等に該当する者は、スポーツ仲裁規則に従ってスポーツ仲裁を申し立てることができる。

(仮の処分)

第7条 コンプライアンス委員会は、理事会が前条による処分を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に審査対象者の職務権限及び資格等を停止すること（以下「仮の処分」という。）を理事会に答申することができる。

2 理事会が前項の答申を受けた場合の手続きは、前条第1項から第4項に準ずる。

第4章 資格停止期間の短縮

第8条 本規程に基づき無期又は有期の資格の停止の処分を受けた者が、再び本規程に反するおそれがないと認められるときは、コンプライアンス委員会の答申を受けて、理事会の承認を経て、資格の停止期間を短縮することができる。

第5章 雑則

第9条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。